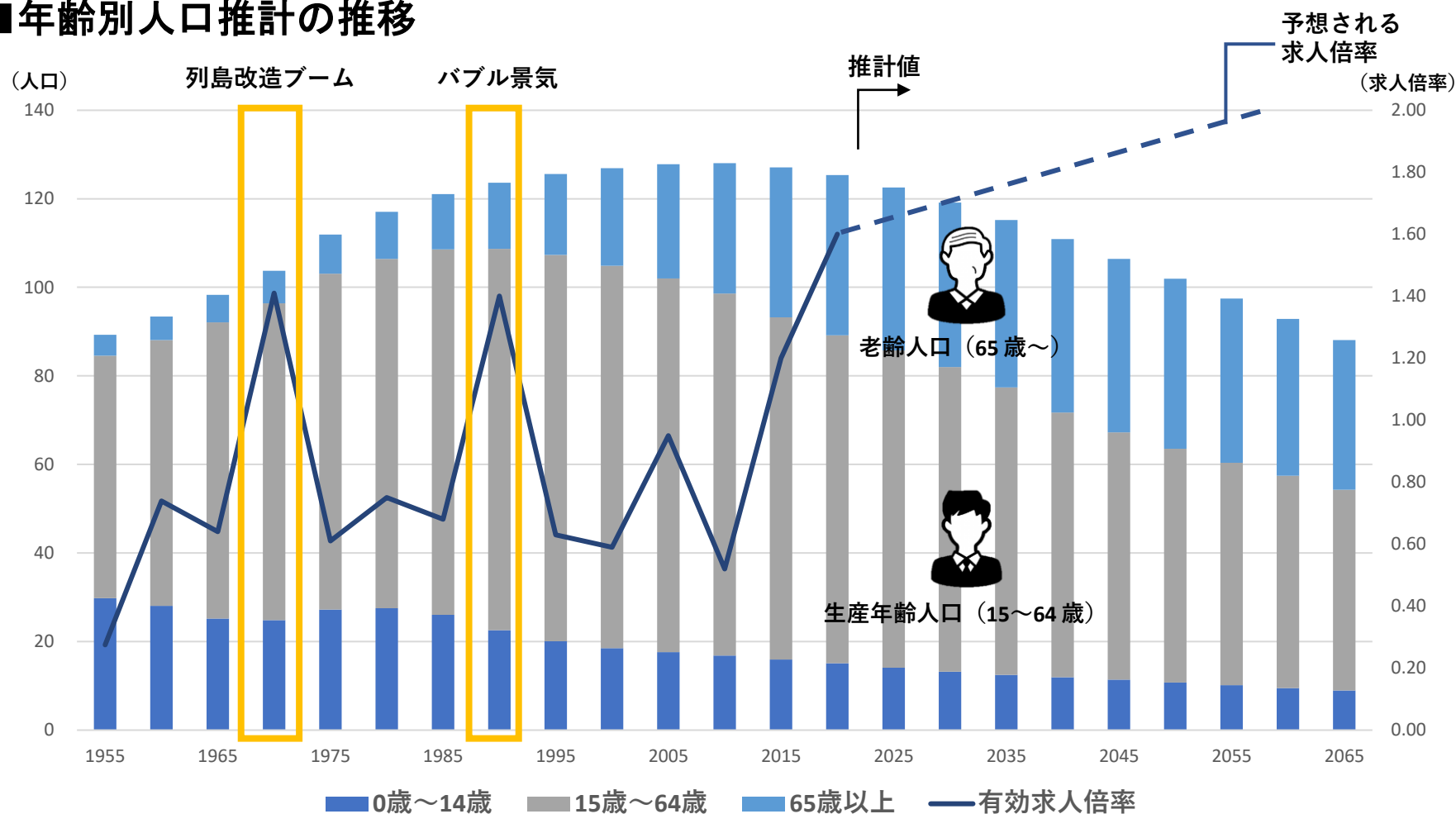




特定技能人材雇用支援サービスのご紹介

人材不足の背景

■年齢別人口推計の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推移)

日本の人手不足はより一層深刻化しており、2018年12月の有効求人倍率は**1.63倍**とバブル期を上回る数値となっています。

生産年齢の人口減少が予測されるため、今後人手不足の問題は更に大きくなります。



人手不足解消のカギ
新たな在留資格「特定技能」

人手不足は深刻化しており、日本の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきています。

人材を確保することが困難な状況にある分野において、2019年に外国人人材の雇用の門戸が大きく開かれました。

これが新たな在留資格、「**特定技能**」です。



特定産業分野と分野所管行政機関

1 4 業種と 4 つの省庁の関係性について

特定産業分野の 1 4 業種は「厚生労働省」「経済産業省」

「国土交通省」「農林水産省」の 4 つの省庁で分類されています。

分野毎に受け入れに関して決まっていますが、共通しているのは

「所管の省庁が行う調査や指導に対し、協力を行う事」です。

日本人労働者と同等条件で就労する特定技能だからこそ、即戦力となりうる外国人材となり得ます。

- 経済産業省 素形材産業、産業機械製造業、
電気・電子情報関連産業
- 厚生労働省 介護、ビルクリーニング
- 農林水産省 外食、農業、漁業、飲食料品製造業
- 国土交通省 建設、造船・船用工業、自動車整備、
航空、宿泊

対応業種
“主たる業務”

3 業種

- ①衛生管理
(店内、調理場清掃等)
- ②飲食物調理
(下処理、調理)
- ③接客全般
(配膳、サービス)

特定技能では
付随して別の業務を
行う事が可能

！特定技能外国人の雇用における条件

- ①「食品産業特定技能協議会」への加入。
協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、外食業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報共有が必要になります。
- ②農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、協力を行う必要があります。
- ③**直接雇用が基本**になります。

「食品産業特定技能協議会」について

- 1 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- 2 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止
- 3 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- 4 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- 5 その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

！特定技能外国人の特徴

主たる業務（50%以上）

付随する業務（50%未満）

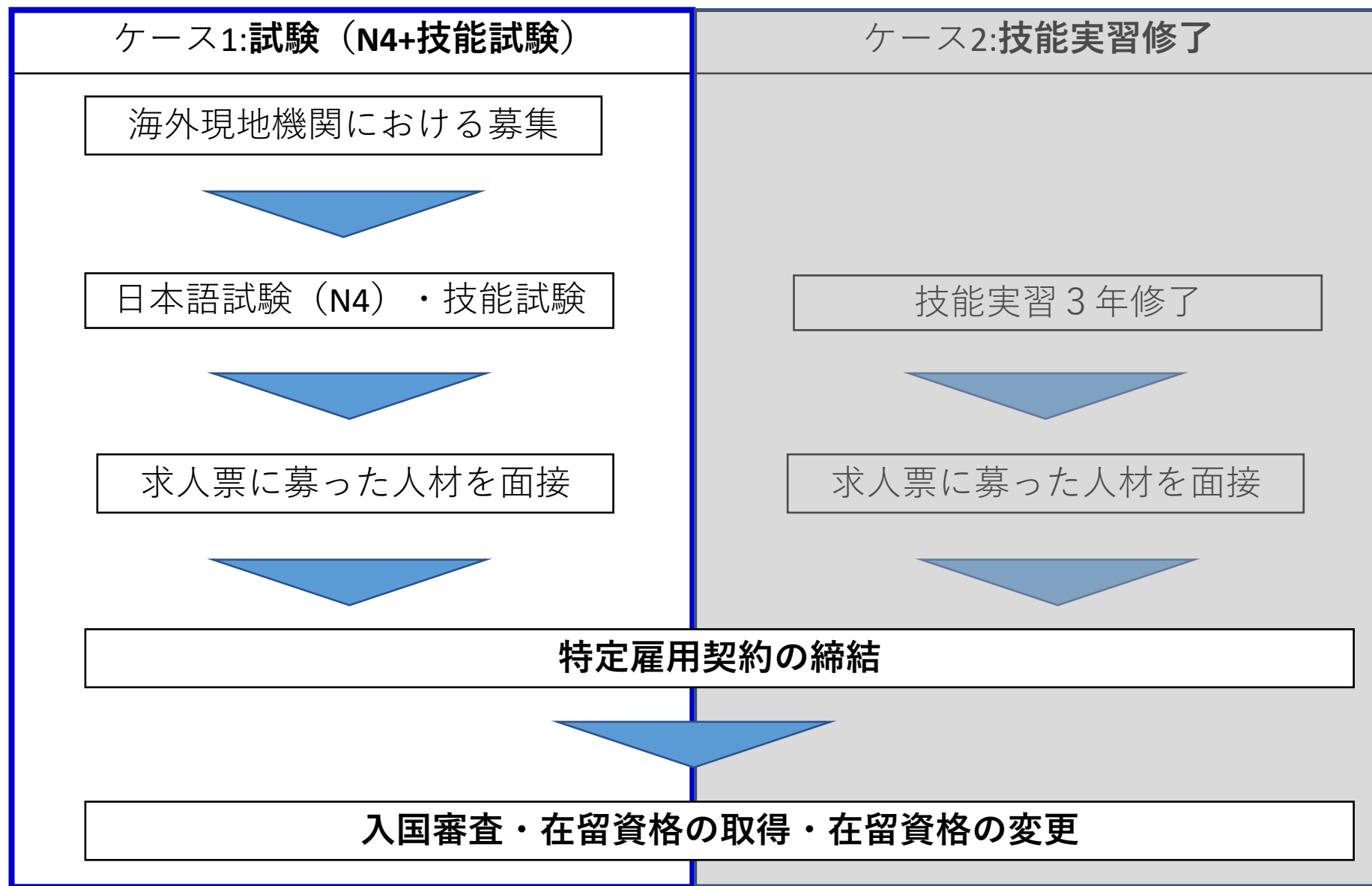
通常の外食業の日本人が行う作業の例

- ・ 清掃業務
- ・ 宅配
- ・ 調理、接客以外の業務

特定技能と技能実習の制度比較

	技能実習	特定技能
目的	国際技能移転、国際協力	日本の人手不足解消
在留期間	1号：1年以内 2号：2年以内 3号：2年以内（合計最長5年）	1号：通算5年 2号：制限なし（建設業・操船・船用工業のみ）
行政手続	・法務大臣による在留資格審査 ・外国人技能実習機構の技能実習計画の認可、 実習実施状況の届出	・法務大臣による在留資格審査（支援計画策定含む） ・地方出入国在留管理局への就労状況・支援状況の 届け出
受入れ対象	見習い・未経験者等	即戦力・技能実習2号修了レベル （技能検定3級＋日本語N4レベル）
転職	原則不可	可能
給与	日本人同等	日本人4年目と同等額
監理	監理団体	登録支援機関
入国時の試験	なし（介護のみN4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準・日本語能力水準を試験等で実施 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
活動内容	1号：技能実習計画に基づいて講習を受け、技能などにか かる業務に従事する活動 2号・3号：技能実習計画に基づいて技能等を要する業務 に従事する活動 （非専門的、非技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務 に従事する活動 （専門的、技術的分野）
技能水準	なし	1号：相当程度の知識又は経験を必要 2号：熟練した技能水準
受入人数	・企業規模ごとに受け入れ方法や常勤職員数に 応じた人数枠あり	・原則企業ごとの受入れ人数枠はない
その他	・企業が住居を用意する必要あり	・企業が住居を用意する必要なし

特定技能外国人雇用の流れ



Myanmar

◆技能訓練学校 ◆日本語学校

ミャンマーでは、特定技能訓練学校と日本語学校を運営しています。

入学希望の外国人は、全員日本での特定技能ビザの取得を目指し、「技能訓練」「日本語習得(N4レベル以上)」の為、厳しいカリキュラムの元、日夜勉強に励みます。

ここでは寮生活を通じ、日本での暮らしに慣れる為「集団生活」を経験し、同時に入国後には日本での暮らしにすぐに馴染む様に「日本の文化」も覚えます。学習カリキュラムでは、企業独自の専門性の高い教育を行うことも出来ます。

(※要ご相談)

現在、技能訓練学校では「宿泊業」「外食業」でのカリキュラムにて、それぞれ学習していますが、今後は「農業」をはじめ人材不足がより深刻な業種への対応も予定しており、幅広い企業へのニーズに対応します。



入 学

日本語学校



日本語教育
(N4レベル以上)

日本語検定合格

タンリン訓練学校
(特定技能訓練学校)



技能教育
(特定技能試験合格レベル)

寮での生活
①集団生活の習慣
②日本の文化の習熟



技能試験の合格

日 本 へ

Curriculum

	A社	B社	C社	D社
場所	宮崎	埼玉	山梨	千葉
時給	893円	970円	950円	1,054円
残業時間	45h	30h	40h	40h
家賃	10,000円	25,000円	15,000円	25,000円 (一人部屋)
その他	・光熱費会社負担 ・家電製品支給 ・生活用品支給	・家賃補助5000円 ・仕事量に応じて追加報酬有	・移動費会社負担 ・自転車支給 ・家電製品支給 ・生活用品支給	・移動費会社負担

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

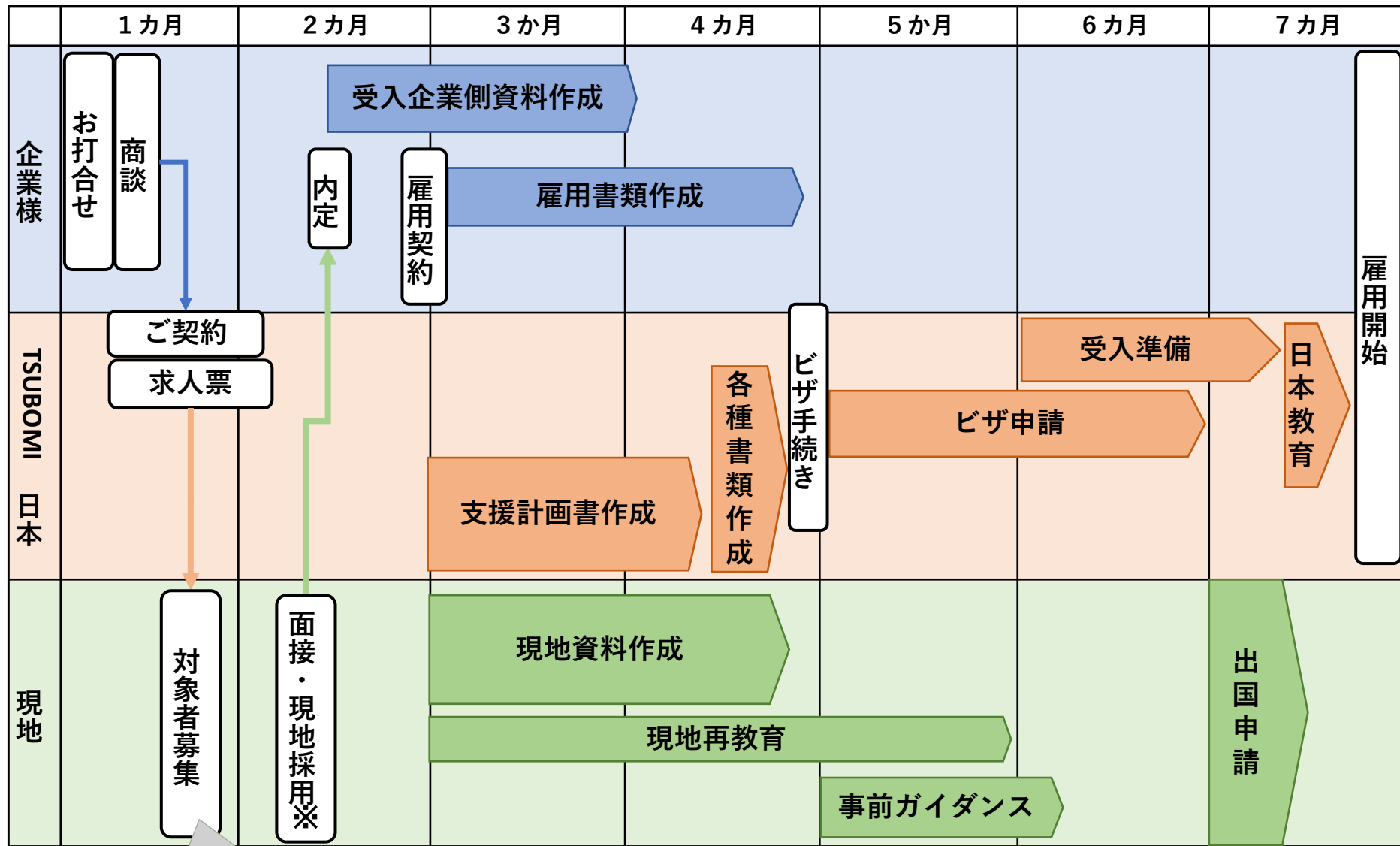
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





各企業様から、ご依頼
いただいた人材を育成
(人数、性別や職種)

※試験時期によって期間が延長する場合があります。

※企業様の要望や人材の取得状況により面接時期や受入時期が変わります

支援費用

■飲食料品製造業 支援費用の内訳（1名あたりの単価）

雇用 人数	計画作成支援費	出国費用 ※海外人材の場合	作成申請費※	義務的支援費	合計	月額支援費
2名	¥130,000	¥200,000	¥50,000	¥200,000	¥580,000	¥35,000
3名	¥130,000	¥200,000	¥50,000	¥200,000	¥580,000	¥30,000
4名	¥100,000	¥200,000	¥50,000	¥200,000	¥550,000	¥30,000
10名	¥50,000	¥200,000	¥50,000	¥200,000	¥500,000	¥25,000

5年間（60ヶ月）の支援費用は日々の日当計算にしますと約¥1,014となります。

時給にして約¥126です。

人材不足が顕著な“飲食料品製造”において、

日本人と同等な業務が可能な特定技能外国人が雇用できます。

（注：1日8h・1ヶ月23日就労の計算しております。）



※建設・介護については特殊技能が別途必要な為
料金が異なります。

END